

# 「認知症初期集中支援チーム」

がお手伝いします

問合せ にかほ市地域包括支援センター ☎ 32・3045



認知症を知り、理解し、手を取り合い、共に生きる  
そんな居場所をにかほ市は目指しています

「認知症初期集中支援チーム」を設置

認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ家族や住み慣れた地域の中で、自分らしく生活できることを目指し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を市で設置しました。

「認知症初期集中支援チーム」とは？

医療と介護の専門職が、ご本人やご家族からの相談を受け、認知症や認知症が疑われる方および家族を訪問し、適切な医療・介護に結びついたり、自立生活のサポートを行うチームです。かかりつけ医がいる場合は、連携を取りながら進めていきます。

「認知症初期集中支援チーム」の対象となる方

40歳以上で、在宅で生活している、かつ認知症が疑われる方または認知症の方で、次に該当する方

▼ 認知症の診断を受けていない  
▼ 医療を受けていない、または中断している  
▼ 適切な介護サービスに結びついていない、または中断している

▼ 医療や介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状（不安、焦燥、うつ状態、幻覚、妄想、徘徊、興奮、暴力、不潔行為など）が強く、対応に苦労している

## 「支援の流れ」

地域包括支援センターに相談 ☎ 32 - 3045

初回訪問  
認知機能、生活状況等を把握し、必要な情報提供を行います

チーム員会議  
支援方針を検討します

支援の実施  
チーム員会議  
関係機関と連携して問題解決に向けて支援します

引き継ぎ  
医療、介護サービスに結びつく場合は介護支援専門員等に引き継ぎます

「認知症初期集中支援チーム」の活動

## 成年後見制度とは？

私たちは契約を前提とする社会に生きています。買い物をする行為も契約書を作ったりはしませんが契約です。

契約をするには、自分の行為の結果がどうなるか判断する能力が必要となりますが、認知症、知的障がい、精神障がい、などの理由で判断能力が不十分な方は、自分に不利益であっても判断できずに契約を結んでしまい、訪問販売や振り込め詐欺といった悪質商法の被害に遭うおそれがあります。

このような判断能力が不十分な方々を支援するのが「成年後見制度」です。成年後見制度は、「法定後見制度（判断能力が衰えてから利用）」と「任意後見制度（元気なうちに将来に備え準備）」の2つがあり、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約や手続きを行います。下段では、成年後見制度の「法定後見制度の概要」について説明していきます。

～認知症の方を社会的にバックアップする制度があります～

## 成年後見制度

ご存じですか？

### 〈法定後見制度の概要〉

#### ■対象となる方

判断能力が欠けている、または不十分な方

#### ■申し立てができる方

本人、配偶者、4親等以内の親族等

#### ■後見人等への報酬

家庭裁判所で報酬額を決定し、本人の財産から報酬が支払われる

#### ■手続き先 家庭裁判所

#### ■手続き費用 2～10万円程度

#### ■法定後見制度の種類

法定後見制度は、**後見**・**保佐**・**補助**の3つに分かれていて、本人の判断能力の程度で区分される

※**後見**…ほとんど判断できない人が対象（申し立て全体の約8割が後見）

※**保佐**…判断能力が著しく不十分な人が対象（簡単なことであれば自分で判断できる）

※**補助**…判断能力が不十分な人が対象（大体のことは自分で判断できる）

具体的にどのようなことをしてもらえるのか？

本人の判断能力の程度によって異なりますが、後見人等は概ね次の行為ができます。

- ▼ 財産管理
- ▼ 契約の取り消し
- ▼ 行政手続き等
- ▼ 介護サービス・障害福祉サービス等の契約



### 後見人になれる人

家庭裁判所が候補者と面談し、適切と認められた場合に選任されます。親族の場合が多いですが、親族がいない場合などは第三者（弁護士等の専門職）が選任されます。

### 任意後見制度の手続き

任意後見制度は、公証役場で手続きができます。

### にかほ市の取り組み

■法定後見制度市長申し立て  
申し立てを行う親族がいない人などのために、親族に代わってにかほ市長が家庭裁判所に申し立てをします。

■成年後見制度利用支援事業  
申し立て費用および専門職の後見人報酬を支払うことが困難な人のために、助成を行っています。

### ■相談対応

にかほ市では、成年後見制度についてのご相談を受け付けています。些細なことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

《にかほ市役所仁賀保庁舎》  
福祉事務所 福祉課  
☎ 32・3034

▼地域包括支援センター  
☎ 32・3045



仁賀保庁舎